

第1回 居宅支援部会 報告

開催経過：第1回 平成21年 4月28日（火）

第2回 平成21年 5月14日（金）

第3回 平成21年 5月28日（木）

【検討内容】

前回の協議会での検討を踏まえ、今後、部会において、具体的な取り組みの提案に向けて、課題とするところを検討する。

課題

お互いが理解し合うためのガイドラインが必要。



検討

利用者と事業者が、わかるガイドラインをどう作成するか。

《ガイドライン作成における主な問題点》

- 1 ガイドラインの体系をどのように構築するのか。居宅介護は、介護保険における訪問介護と共通する部分と異なる部分があり、自立支援法に基づく特殊性を表現することは、とても困難ではないか。
- 2 利用者各々の背景により、提供される支援等が異なることへの対応を網羅しようとした場合に、膨大な書物になってしまうのではと懸念される。
- 3 利用者の意向等を、ガイドラインにどのように反映し、事業所との共有を図っていくか。

《ガイドライン作成における問題点への対応》

- 1 基本となる部分を外すことなく、介護保険における訪問介護を例として、Q&A形式で作成を試みる。
- 2 利用者各々の背景による対応については、どのようにガイドラインに反映していくかを検討し、必要があれば、事業所等へ事例の報告を依頼する。

- 3 利用者の意向等を、部会員（障がい者団体関係者）より吸い上げていただき検討材料とする。あわせて、協議会委員（障がい者団体関係者）に協力を依頼して、より多くの利用者の意向等を検討材料とする。

《ガイドライン作成手順》

- 1 厚生労働省社会・援護局傷害保健福祉部障害福祉課より、提示された「障害福祉サービスに係るQ&A（指定基準・報酬関係）（VOL. 1、VOL. 2、VOL. 3）」及び訪問介護における様々なQ&A集を参考として、質問事項の選出・精査を行う。
- 2 選出・精査した質問事項の、返答を検討するとともに、質問事項の追加・削除も必要と認められる都度、行う。
- 3 可能な限り、相談支援事業者の意見も参考とする。
- 4 必要と認められる場合は、参考文献も添付する。